

令和3年第4回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和3年4月23日(金)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江 (オンライン出席)	委員 齋藤邦彦 (オンライン出席)
	委員 名島啓太 (オンライン出席)	委員 阿良田由紀 (オンライン出席)	委員 長谷川みどり (オンライン出席)
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	子ども未来部長
			子ども未来部参事(子ども未来課長)

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	23号	令和3年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

令和3年第4回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和3年4月23日（金） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和3年第4回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第23号議案「令和3年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

子ども未来課長から説明をお願いします。

子ども未来
課長

子ども未来課長でございます。

23号議案について、ご説明を申し上げます。

表紙を1枚おめくりください。区長から委員会に意見を求める文書でございます。詳細については、23号議案の説明資料でご説明いたします。

今回計上させていただきます予算は、令和3年度の初めての補正予算でございます。この補正予算は、既に報道等でもありますように、国が令和2年度の繰越金を使って、ひとり親の世帯に、令和2年度に行った臨時給付を、令和3年度も行うとしたものでございます。

国から示されている考え方としましては、児童扶養手当の受給対象世帯に対する支給と、2人親で同様に生活困窮にある非課税世帯に対する給付との2通りが示されていたところでございますけれども、今回準備が整っておりますのは、児童扶養手当の受給世帯に関する臨時給付金の部分でございます。

予算額が1億4,919万1,000円ということで、実際に支給いたします給付金は2,700人分ほどで、予算額は1億3,900万円余でございます。残りの1,000万円は、事務費として計上させていただいているところです。

この予算をいただきました後は、令和3年4月に対象になっております受給世帯に対して、5月中に児童1人当たり5万円ということで、給付金の振り込みの事務を進めさせていただき予定でございます。

なお、前年度と同様でございますけれども、児童扶養手当の対象で、年金等の都合で現在支給を止められている方、それから、児童扶養手当を受給する同程度に家計が急変している方々については、口座等の情報が区にございませんので、5月以降、窓口で手続きをいただいたのち、振り込みは7月以降になろうかと思っておりますけれども、そのような方々にも順次給付を行わせていただきます。この辺りの制度設計については、令和2年度に行いました臨時給付と同様でございます。

補正予算のご説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長	ありがとうございます。それでは、第23号議案につきましては、採決に入ります。 各委員より賛成又は反対の表決をお願いいたします。 まず、本間委員、お願いいたします。
本間委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 続きまして、名島委員、お願いいたします。
名島委員	賛成いたします。
清正教育長	ありがとうございます。 続きまして、齋藤委員、お願いいたします。
齋藤委員	賛成でございます。
清正教育長	ありがとうございます。 続きまして、阿良田委員、お願いいたします。
阿良田委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 続きまして、長谷川委員、お願いいたします。
長谷川委員	賛成です。
清正委員長	ありがとうございます。 賛成多数です。よって、本件は意見なしとすることに決定いたします。 以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和3年第4回教育委員会臨時会を閉会いたします。